

サリポロスとクレタ憲法

藤 波 伸 嘉

はじめに

1899年4月、クレタ人は憲法を制定する。これによりクレタには、時のギリシア王ゲオルギオスの次男ゲオルギオス王子を「公」に戴く「自治的」な「国家」が成立する。この「国家」の国際的な地位は極めて不安定なものではあったが、対内的には、その統治がこの憲法に基づいて行なわれることは自明とされた。では、この憲法はどのような内容で、どのような特徴を有するものだったのか。ところが、「クレタ憲法については極めて少数の研究しか行なわれていない」。これに対し、本憲法に関する「古いが今なお良い分析」とされるのが、同時代に著された二つの論説、即ち、憲法学者サリポロスのクレタ憲法論と国際法学者ストレイトのクレタ問題論とであった¹。

では、サリポロスの議論はどのような内容で、どのような特徴を有するものだったのか。クレタ憲法についての研究が少ない中、先駆的にして今なお引用され続ける数少ない研究の一つであるサリポロスの議論の内容それ自体を批判的に考察す

ることは、クレタ「国家」の性格を考える上でも、世紀転換期のオスマン・ギリシア両国をめぐる政治や法の展開を考える上でも、少なからぬ意義を持つだろう。というのも、現代ギリシアを代表する一憲法学者が示唆し²、また、昨今の関連史料の刊行状況も示す通り、独立時のギリシア領には属さず、独自の憲法的文書を有したイオニアやサモスは、「ギリシア憲法史」上に重視されるべき事例を成す³。他方、非ムスリムの地位は「オスマン憲法史」の展開を左右する重要な問題を形成し⁴、かつ、自治的な地位を有する「特権諸州」はオスマン国制上の重要な一制度であった⁵。従って、かつてオスマン世界に属し、やがてギリシアに併合されたクレタの憲法は、「ギリシア憲法史」のみならず、「オスマン憲法史」上も重視されるべき文書だと言えるからである。

こうした問題関心の下、本稿では、まずクレタ問題の展開を概観した後、サリポロスのクレタ憲法論を取り上げて、そこに見られる彼の法思想の特徴を検討すると共に、同時代のオスマン・ギリシア両国をめぐる政治や法の展開の中で、同憲法

¹ A. Lilly Macrakis, “Venizelos’ Early Life and Political Career in Crete, 1864–1910,” in Paschalis M. Kitromilides (ed.), *Eleftherios Venizelos: The Trials of Statesmanship*, Edinburgh: Edinburgh University Press, 2006, pp. 82–3.

² Νίκος Κ. Αλιβιζάτος, *Το σύνταγμα και οι εχθροί του στη νεοελληνική ιστορία 1800–2010*, Αθήνα: Πόλις, 2011, p. 22.

³ イオニアとサモスの憲法的文書については、それぞれ Αλίκη Δ. Νικηφόρου (ed.), *Συνταγματικά κείμενα των Ιονίων Νήσων*, Αθήνα: Ίδρυμα της Βουλής των Ελλήνων για τον Κοινοβουλευτισμό και τη Δημοκρατία, 2008; Σοφία Ν. Λαΐου (ed.), *Συνταγματικά κείμενα της Ηγεμονίας Σάμου*, Αθήνα: Ίδρυμα της Βουλής των Ελλήνων για τον Κοινοβουλευτισμό και τη Δημοκρατία, 2013 を参照。

⁴ 藤波伸嘉『オスマン帝国と立憲政—青年トルコ革命における政治、宗教、共同体』名古屋大学出版会、2011年。先駆的な指摘として、Roderic H. Davison, “The Milletts as Agents of Change in the Nineteenth-Century Ottoman Empire,” in Benjamin Braude and Bernard Lewis (eds.), *Christians and Jews in the Ottoman Empire: The Functioning of a Plural Society*, Volume 1, *The Central Lands*, New York: Holmes & Meier Publishers, 1982, pp. 319–37 も参照。

⁵ 藤波伸嘉「主権と宗主権のあいだ—近代オスマンの国制と外交」岡本隆司編『宗主権の世界史—東アジアの近代と翻訳概念』名古屋大学出版会、2014年、49–87頁。

がどのような位置付けにあったのかを考察する。

1. クレタ問題とサリポロス

1669年の征服以来、オスマン治下のクレタ島ではムスリムと正教徒が長らく共存していた。しかし1821年にギリシア独立戦争が勃発すると、クレタはこの両者の対立の舞台となったため、以後、虐殺や抑圧を恐れたムスリムは次第に島外に逃れていき、結果的に19世紀末に至るまでに、クレタでは、正教徒のギリシア人が明確な多数派を形成するようになる。そして1866年にクレタの正教徒がギリシアとの合併を求めて蜂起すると、これ以降、事態収拾を目指す大宰相府と列強諸国との交渉を経て、島内の官職をムスリムと正教徒の間で按分することを眼目としたクレタ州法が1868年に制定された。その後、クレタの更なる「改革」を求めた1878年のベルリン条約第23条を受け、同年にクレタのハレパにて、大宰相府とクレタの正教徒との間で協定が結ばれる。このハレパ協定を踏まえた勅令により、更なる正教徒優位の体制が定められることになった。

これにより一定の安定を得たクレタ島内では、正教徒とムスリムの対立以上に、正教徒内部の党派対立が前景化する。島内与党の地位を得た党派は現体制の保持を謳い、野党となった党派はギリシアとの合併を求めるといった構図が現出する。その帰結として生じた混乱の結果、1889年の勅令で、この体制には若干の修正が施された。だが、1895年に勃発した蜂起が、以後の域内政治を大きく変えていく。平和維持の名目で列強六か国が介入する中、オスマン帝国は、1896年8月の勅令でクレタに更なる自治的な権限を認めた。しかしクレタの治安が回復しない中、「メガリ・イデア」と呼ばれる領土拡張主義の熱が昂進したギリシア王国が、「蛮族の狂信と略奪に晒されている」「同種同信の民」の「解放」を名目に、1897年2月にクレタに出兵したことで事態は一変する。オスマン帝国は当然これに抗議するが、戦争勃発に伴う現状の変更を恐れる列強六か国は、オスマン帝国

の主権や領土保全是損なわれないという諒解の下、オスマン帝国からクレタの「寄託」を受けるという体裁で、クレタを事実上その支配下に置いた。しかし、ギリシア側の準軍事組織や非正規兵がテッサリア地方でオスマン国境を相次いで侵犯したため、同年4月には遂にオスマン・ギリシア両国の間で戦争が勃発する。短期の内にオスマン側が決定的な勝利を収めたが、敗色濃厚なギリシアが、自国に不利な城下の盟を避けるべく、1897年5月11日に「信頼と共に自らの利益を列強六か国の手に委ねる」旨を通知すると、これを受けて以後、オスマン帝国と列強六か国との間で講和の予備交渉が行なわれた。9月18日付けで講和予備条約が締結されると、これを下敷きにして、同年12月4日にオスマン・ギリシア二国間の講和条約が締結された。

このような勝利にも拘らず、クレタ島に対するオスマン帝国の実効支配が取り戻されることはなかった。「寄託」の体制が続く中、戦後も列強六か国はクレタを支配下に置き続ける。そして1898年9月、これに不満を抱く現地ムスリムがイギリス駐屯兵を殺害したカンディア事件を契機に、列強はクレタに新体制を築く方向に舵を切る。そこで、「寄託」を受けてクレタを支配した列強六か国の内、この間に意見の相違によりこの体制から離脱した独逸二か国を除く英仏露伊四か国の高等弁務官として、ギリシア王の次男ゲオルギオス王子を任命することが定められた。ゲオルギオスは同年12月21日にクレタに到着し、これ以降、クレタ憲法の起草が始まり、クレタ「国家」の建設が始まる⁶。

しかし以上の経緯からも明らかのように、少なくともオスマン帝国はクレタ「国家」なるものの存在を認めることはなかった。クレタは当然にオスマン帝国の「主権」下にあり、単に治安維持に任じた列強に一時的に「寄託」されたのみだというのが、オスマン側の主張であった。そして列強諸国も、少なくとも公式にはこの立場を否定することはなかった。従って、政治的には格別、法的には、クレタ「国家」の存在は必ずしも自明では

⁶ クレタ問題の推移については、Leonidas Kallivretakis, “A Century of Revolutions: The Cretan Question between European and Near Eastern Politics,” in Kitromilides (ed.), *Eleftherios Venizelos*, pp. 11–36; Pınar Şenışık, *The Transformation of Ottoman Crete: Revolts, Politics and Identity in the Late Nineteenth Century*, London: I.B. Tauris, 2011 を参照。やや古く、また、「民族史学」の色濃い研究だが、Theodore George Tatsios, *The Megali Idea and the Greek-Turkish War of 1897: The Impact of the Cretan Problem on Greek Irredentism, 1866–1897*, Boulder: East European Monographs (distributed by Columbia University Press), 1984 もある。

ない。ストレイトがクレタの地位を国際法学の立場から論じた所以である⁷。これに対し、クレタの地位を憲法学の立場から論じたのが、本稿の主人公、サリポロスであった。

ニコラオス・N・サリポロスは、「今日も多くの人にギリシアの最重要の憲法学者だと考えられ続けている⁸」。彼は1876年に、「ギリシア憲法学の創始者」とも称されるニコラオス・I・サリポロスの次男としてアテネに生まれた。サリポロスは1893年よりパリに留学し、エスマンヤラルノドに師事して、1899年5月に法学博士号を取得する。他方で彼は、ベルリン、ハイデルベルク、ボンなどドイツの各大学を歴訪してイェリネク、ゲオルク・マイヤー、トライチュケ、ザイデルらに学び、「ギリシアのラーバント」と呼ばれるほど法実証主義に傾倒する。そしてサリポロスは帰国後の1899年、アテネ大学法学校の憲法学講座助教授に就任した⁹。

サリポロスの出世作は亡父の記憶に捧げられた1899年の仏文著作、『民主政と比例選挙制度』であろう¹⁰。次作は、恩師ラルノドに捧げられた1900年刊の『人民主権の思想』だが¹¹、これは前著の前提となっていた「多数派の専制」批判を繰り返すものであり、事実上、前著の抜粋に近いものだった。そしてこれに続いて1902年に著されたのが、本稿で扱うクレタ憲法論、『我が国及び他国との比較におけるクレタ憲法』である¹²。これと前後として彼は更に、ラルノドが編集主幹を務める仏文誌『フランス及び外国公法・政治学雑誌』に、ほぼ本書からの抜粋の形で、クレタに関する二篇の論説を寄稿している¹³。即ち、新進気鋭の憲法学者として頭角を現しつつあったサリポ

ロスが、帰国後、事実上最初に公にしたのがクレタ憲法論なのだった。この問題に対して彼が有した関心のほどが窺われよう。

さて、そこでサリポロスのクレタ憲法論を検討するに先立ち、まずは同憲法の制定過程を確認しておきたい。列強四か国の任命にかかる高等弁務官ゲオルギオスは、クレタ到着後ほどない1899年1月6日に、正教徒12名、ムスリム4名の現地の有識者計16名にクレタ統治に必要な法案の起草を委嘱し、このいわゆる「十六人委員会」が憲法の草案を作成する。同年3月16日、憲法制定のため招集された「国民議会」*Εθνοσυνέλευσις*によって承認された草案をゲオルギオスは列強四か国の代表に送付する。そこで施された若干の修正を含め、同年4月26日にクレタ「国民議会」が最終的に憲法を制定し、これは翌々日の4月28日付けで公布された¹⁴。サリポロスが分析対象とするのはこの憲法だが、彼は必ずしも逐条的ではなく、主題別の考察を行なっている。その際、著作の題名通りに彼は、クレタ憲法と、それが模倣したとされるギリシア1864年憲法との比較を議論の軸とし、更には他国の憲法との比較も適宜行っており、比較法学の手法に定評があったとされる¹⁵、彼の面目躍如たるものとなっている。

以下では、概ね彼自身の行論に即す形で、主権と権力分立、選挙、そして違憲審査の順に、サリポロスの議論を検討していきたい。この際、ギリシア語著作『クレタ憲法』を主な分析対象とするが、関連する二篇の仏文論説や他の著作も随時参照する。クレタ「国家」の公用語はギリシア語であり（憲法第5条）、従ってクレタ憲法もギリシア語版が正文であるが¹⁶、トルコ語版も存在す

⁷ Fujinami Nobuyoshi, "Georgios Streit on Crete: International Law, Greece, and the Ottoman Empire," *Journal of Modern Greek Studies*, 34(2), 2016, pp. 321–42.

⁸ Αλιβιζάτος, *Το σύνταγμα και οι εχθροί του*, p. 144.

⁹ サリポロスの経歴と業績については、Ηλίας Γ. Κυριακόπουλος, *Νικόλαος Ν. Σαρίπολος*, Θεσσαλονίκη: Πανεπιστήμιον Θεσσαλονίκης, 1946 を参照。

¹⁰ Nicolas Saripoulos, *La démocratie et l'élection proportionnelle: étude historique, juridique et politique*, 2 vols., Paris: Arthur Rousseau, 1899.

¹¹ Νικόλαος Ν. Σαρίπολος, *Η ιδέα της κυριαρχίας τοῦ λαοῦ*, Ἐν Ἀθήναις: Νομικῆς, 1900.

¹² Νικόλαος Ν. Σαρίπολος, *Τὸ Κρητικὸν Συνταγματικὸν Δίκαιον ἐν σύγκρισει πρὸς τὸ ἡμέτερον καὶ τὰ τῶν ξένων κρατῶν*, Ἐν Ἀθήναις: Ραφτάνη-Παπαγεωργίου, 1902.

¹³ Nicolas Saripoulos, «Le système électoral et les élections législatives en Crète», *Revue du droit public et de la science politique en France et à l'étranger*, 14, 1901, pp. 550–3; idem, «La constitution de l'État crétois», *Revue du droit public et de la science politique en France et à l'étranger*, 19, 1903, pp. 173–82.

¹⁴ Σαρίπολος, *Τὸ Κρητικὸν Συνταγματικὸν Δίκαιον*, pp. 3–5.

¹⁵ Κυριακόπουλος, *Νικόλαος Ν. Σαρίπολος*, pp. 24–5.

る¹⁷。また、サリポロスとはしばしばギリシア憲法にも言及するため、適宜その条文も参照する¹⁸。サリポロスの議論を検討する本稿では、基本的にギリシア語の表現に即して訳出を行なうが、彼が対応する他言語の表記を示している場合、あるいはトルコ語表記が必要と考えられる場合は、それも併記した。原文でイタリック体の箇所は、本稿では傍点で表記する。この当時、クレタではユリウス暦が用いられていたが、本稿では日付は全てグレゴリウス暦に変換して表記する。ユリウス暦の日付に、19世紀においては12日、20世紀においては13日を足せばグレゴリウス暦の日付となる。

2. 主権と権力分立

『クレタ憲法』においてサリポロスはまず、イエリネクを引用しつつ、主権の所在をめぐるクレタとギリシアの比較を行なう。彼によれば、ギリシアは「王のいる共和国 βασιλική δημοκρατία」である。ギリシア語では一般に、*δημοκρατία* の語で「共和国」や「共和政」を表現するが¹⁹、サリポロスもこの概念について、*démocratie royale* と *républic royale* の二つの仏語表現を用いている。なお、この「王のいる共和国」とは、より一般的には *βασιλευόμενη δημοκρατία* と表記され、「王のいない共和国 αβασιλευτη δημοκρατία」と対になる概念である。そして、サリポロスによれば、ギリシアがこの「王のいる共和国」の範疇に属する理由は、1864年憲法第32条の定める通り、王は「最高の長 ὁ ἀνώτατον ἀρχων/le chef suprême」ではあるが、「国家の最高の機関 τὸ

ἀνώτατον ὄργανον τῆς πολιτείας/das oberste, das souveräne Staatsorgan/l'organe suprême de l'État」はあくまで「人民 λαός」だからである。「あらゆる権力は民族に ἐκ τοῦ ἔθνους 発する」とする憲法第21条がこれを保障する²⁰。しかもサリポロスによれば、ギリシアが人民主権の国であることは、憲法改正に関する規定にも示されている。というのも、王が憲法制定権力の一員であるとか憲法改正には王の裁可が必要だとか「明文で」定める条文はないのに対し、第44条は、「王は憲法が明文で定める以外の権限を有さない」と定めているからである²¹。

一方、クレタもまた「王のいる共和国」の類型に属する。確かに、「人民主権の原則はクレタ憲法では明文で宣言されていない」。しかも、以下の議論に明らかな通り、「主権」の行使は「公 ἡγεμών/prince」の人身に集中しており、「公はいわば国家の中心の機関 Ὁ Πρίγκηψ εἶναι τὸ κεντρικόν, οὕτως εἰπεῖν, ὄργανον τῆς πολιτείας/l'organe central de l'État」である。では何故クレタは人民主権の国だと言えるのか。サリポロスはいくつかの論拠を提示する。その第一が、憲法起草に当たった十六人委員会の議事である。即ち、一委員が、「主権は人民に属する」旨の明文がないのは不相当だと述べたのに対し、委員長は、それは「憲法の各条文から導出される」べき「抽象的意見」であって、単にその旨の規定が存在するだけでは「その原則は如何なる実践的な意義も有さない」と答えた。このやり取りから、「人民主権がクレタ憲法の第一の基盤」であることは明らかだとサリポロスは論ずる²²。

第二の論拠は、ギリシアの場合と同様に、憲法

¹⁶ N. Κουσουρελάκη (ed.), *Κώδικες Κριτικής πολιτείας περιέχοντες τοὺς ἐν Κρήτῃ ἰσχύοντας νόμους, πλὴν τοῦ ἀστικοῦ καὶ ἐμπορικοῦ διατάγματα, διατάγας καὶ ἐρμηνευτικὰς ἐγκυκλίους τῶν τε ἀνωτέρων διευθύνσεων καὶ τῆς εἰσαγγελίας τῶν ἐφετῶν*, τόμος Α', Ἐν Χανίοις: Ε.Δ. Φραντζεσκάκης, 1902, pp. 7–26.

¹⁷ *Girit Kanun-ı Esasisi*, Hanya, 1899.

¹⁸ 一連のギリシア憲法については、Αλεξάνδρος Σβόλος, *Τα Ελληνικά συντάγματα 1822–1975/1986: Η συνταγματική ιστορία της Ελλάδος*, Αθήνα: Στοχαστής, 1998 [1972] を参照。

¹⁹ 例えば、当時の辞書を見ると、'Αλέξ. Γεωργιάδου, *Πλήρες Ἀγγλο-Ελληνικὸν λεξικόν: Μετὰ τῆς ἀκριβοῦς καὶ γνησίας προφορᾶς συνταχθὲν ἐπὶ τῇ βάσει τῶν τελειότερων καὶ νεωτάτων Ἀγγλικῶν λεξικῶν*, Ἐν Ἀθήναις: Γεωργίου Δ. Φέξη, 1900, p. 825 は republic の語釈として、I. Χλωροῦ, *Λεξικὸν τουρκο-ελληνικόν = Türkçe'den Rumca'ya Kamus-ı Osmani*, τόμος Α', Ἐν Κωνσταντινουπόλει: Ἐκ τοῦ Πατριαρχικοῦ Τυπογραφείου, 1899, p. 625 は cumhuriyet の語釈として、*δημοκρατία* を挙げています。なお、「共和政」は必ずしも「王のいない政体」を意味する概念ではなく、従って「王のいる共和国」も、決して語義矛盾の概念ではない。この点については、小倉欣一編『近世ヨーロッパの東と西—共和政の理念と現実』山川出版社、2004年所収の諸論考を参照。

²⁰ Σαρίπολος, *Τὸ Κρητικὸν Συνταγματικὸν Δίκαιον*, pp. 6–8, 14–15.

²¹ *Ibid.*, p. 10.

の改正要件に見出される。これを定めるクレタ憲法第 100 条から第 103 条によれば、改正案の可決には（後述の、「公」による任命議員を除いた）「選出議員の三分の二」が必要となり、それと共に議会は解散された上で、「議会の選出議員の数の二倍の定員」で同様の選挙方法で新たに選出される制憲議会が絶対多数によってこれを承認した場合に、改正が実現する。しかも、第 106 条によれば、「公」による任命議員に関する規定の改廃は、本憲法公布から一定の期間が経過した後に、「議会の選出議員のみの過半数」によって決定することができる。即ち、通常法律制定に際しては（「公」による任命議員も含む）議会の可決と「公」の裁可との双方が必要なのに対し、憲法改正という「主権」の表明も、また、「公」による任命議員という立法権の根本に関わる制度自体の改廃も、「公」の容喙なく、「人民とその代表」たる選出議員のみで決定し得ることが重視される。サリポロスによればこれは、同じく「王のいる共和国」であったフランス 1791 年憲法の規定と同様だとされる²³。なお、サリポロスはこの際、憲法改正の限界という「無意味 μωρία」な原則を含んでいない点で、クレタ憲法を称揚している。というのも、ギリシア憲法第 107 条は、「憲法全体の改正は認められない。その内の根本的でない μη θεμελιωδών 規定のみが改正可能である」としているが、これは、「法的にも実践的にも不可能な規定」だからである。そもそも、何故憲法改正に限界があつてはならないかと言えば、十六人委員会におけるヴェニゼロス委員の発言にも示されているように、主権の表明という点で、現世代には、次世代を拘束する権利はないからである。だからこそ逆に、サリポロスによれば、「ギリシア国家は、仮に第 107 条のこの原則が法的に実質を有するのだとすれば、半主権 ἡμικυρίαρχον とする」のだとされる²⁴。やや文脈は異なるが、とりわけ次世代との関係において、人民主権といえども決して絶対ではないことは、既に前著でもサリポロスの指摘するところであった²⁵。

そして、やや付随的ながら、以上と関連してサリポロスは、第三の論拠として、ギリシア憲法やクレタ憲法は王ないし「公」と人民との間の「協約 συμβόλαιον」ではあり得ないことを主張する。即ち、ゲオルク・マイヤー、ギールケ、イエリネクを引く彼は、中世ならば格別、「今日では王は国家の機関である ὁ βασιλεὺς εἶναι ὄργανον τοῦ Κράτους」。これに対し契約とは、それぞれに独立した意志を持つ二つの異なる人格を必要とする。そうである以上、「国家の最高の機関である人民を一方とし、その国家の限定された機関である王ないし公を他方とする契約など、一体どうして存在し得るだろうか」と説く。サリポロスによれば、以上から、ギリシアもクレタも人民主権の国だという議論が裏書きされるということになる²⁶。

ただし、ギリシアとクレタは、人民主権に基づく「王のいる共和国」として政体を同じくしているとしても、その行使の方法においては少なからず異なっている。まず、イエリネク及びギールケの所説に依拠するサリポロスによれば、「ギリシアでは、主権者たる人民 κυρίαρχος λαός/people souverain と法的には一体を成す議会が国家の最高の機関である」。これに対し王は、「学問的な言葉の意味においては、国家の中心的な機関ではない²⁷」。他方で、クレタでは先述の通り「公」が「国家」の「中心的な機関」であつて、「国家の諸権能の最高の行使は公に属する」。十六人委員会の議事にも明らかな通り、「クレタ人は、君臨すれども統治せずといった公を持つことを望まなかった」。クレタ人が「公」への権力集中を望んだのは、「これほどの革命の後、島内の秩序回復のために強力な公を求めた」ためであり、また、「ギリシアで見られるような、議会制や人民の過度の権力に基づく逸脱を避ける」ためでもあった。そしてそれは、彼らが「公」たるゲオルギオスに「絶対的な信頼を有していた」からだったとされる。実際、憲法起草の段階でも、「今日この憲法において可決された規定」、即ち「公」への権力集中はゲオルギオスと「分かち難く結び付いており」、「ゲオ

²² Ibid., pp. 6–8. なお、「公」に ἡγεμών と πρίγκηψ の二つの語が当てられていることの含意については、Fujinami, “Georgios Streit,” p. 330 を参照。

²³ Σαρίπολος, *Τὸ Κρητικὸν Συνταγματικὸν Δίκαιον*, pp. 9–10, 29–30.

²⁴ Ibid., pp. 13–14.

²⁵ Σαρίπολος, *Ἡ ἰδέα τῆς κυριαρχίας τοῦ λαοῦ*, pp. 20–1.

²⁶ Σαρίπολος, *Τὸ Κρητικὸν Συνταγματικὸν Δίκαιον*, pp. 11–12.

²⁷ Ibid., pp. 14–15.

ルギオス王子殿下が公でなくなった暁には」、直ちにその修正が必要とされると考えられていた²⁸。

その結果、「公」は、立法権の最大の部分を成すこととなり、憲法第58条の定める通り、裁可不裁可を通じて法律制定を左右する。サリポロスによれば、議会制に基づくギリシアでは、王による不裁可は現実には行使不可能な権限であるのに対し、(大臣に相当する)顧問 σύμβουλος/müsteşar と議員との兼職禁止を定める憲法第67条に明らか通り、議会制を採用していないクレタではそうではなく、議会の信任を必ずしも必要としない「公」による法案の不裁可は実践的な権限である²⁹。また、僅か十名と少数ではあるが、議会には「公」による任命議員の枠が存在するし、そもそも議会はその任期も短く権限も小さく、招集や解散に関わる規定を通じて、ほぼ「公」に生殺与奪の権を握られた状態にあるため、立法に関わる「公」の権力は、絶対的にも相対的にも、極めて大きい³⁰。

だがこれは、サリポロスの立場からすれば、必ずしも否定的に捉えられることではない。というのも、彼によれば、「人民共和国 λαϊκή δημοκρατία」においては、程度の差はあれ多数派の専制が避けられないのに対し、世襲の王は、党争の上に立つ「調停権力 μετριάζουσαν έξουσίαν/pouvoir modérateur」として機能する。故に、人民が主権を有するが、人民による主権の濫用に基づく多数派の専制の出現を防がれるという点で、「王のいる共和国」こそが最良の政体となる。貴族制に関するルソーの言をもじって、「最良の政府は王制であり、最悪の主権は王制である」だと彼が説く所以である。そして、このような「王のいる共和国」の優位を担保するものこそ、国家における非選出機関の存在なのだった³¹。

3. 選挙

ではそれに対し、クレタにおける選出機関の位

置付けはようになっていたのか。憲法第41条によれば、議会の選出議員は、島内の五県から、人口五万人につき議員一人の割合で、直接普通平等の原則に基づき、単記式 ένιαίου τής ψήφου/vote unique/rey-i vahit で、「可能な限り完全に少数派の代表を保障する έξασφαλίζοντος όσον τò δυνατόν πληρέστερον τήν άντιπροσώπευσιν τών μειονοψηφιών/grantissant, le plus complètement possible, la représentation des minorités 投票方法」によって選ばれる³²。その上で第105条は、第41条に定める単記式の規定は、本憲法公布の五年後より、通常法律によって修正が可能だと定めた。以上に基づき、1901年2月4日付けのクレタ選挙法第153条は、大選挙区単記非移譲式の投票方法を定めている。サリポロスによれば、この投票方法には欠陥も存在するし、必ずしも比例的な結果をもたらす訳でもないが、しかしそれでも、棄権を抑制し、「少数派の代表」をできる限り実現するというところに利点がある³³。既に『民主政と比例選挙制度』でも、結局は実現しなかったギリシアの事例も含め、サリポロスは少なからぬ紙幅を割いて単記非移譲式の利害得失を説明していた³⁴。彼の自家薬籠中の議論と言えるだろう。

ただしここで特筆すべきは、ここでいう「少数派の代表」が、具体的には「オスマン要素 τò όθωμανικόν στοιχείονの代表」、即ちムスリムの代表を指すことが、十六人委員会での議事において確認されていることであろう。この用語法の背景には、オスマン帝国内外の非ムスリムがしばしばムスリムのことを「オスマン人」や「トルコ人」と呼んでおり、20世紀に入ると、民族や宗派に基づく集団を指すトルコ語として、「要素 unsur」の語が広く用いられるようになっていたという事情がある³⁵。ともあれ、サリポロスもこの点を確認し、そしてそれは、「この英雄的で騎士道的な人民」、即ちクレタ人の偉大さを示すものだと称揚する³⁶。以上の制度に基づいて実施された1901

²⁸ Ibid., pp. 15-17.

²⁹ Ibid., pp. 17-18.

³⁰ Ibid., pp. 21-9.

³¹ Ibid., pp. 7-8.

³² なお、トルコ語版ではこれは、「可能な限り少数派の権利を擁護し得る ekalliyetin hukukunu mümkün olduğu kadar muhafaza edebilecek」方法とされている。

³³ Σαρίπολος, *Τò Κρητικόν Συνταγματικόν Δίκαιον*, pp. 30-3.

³⁴ Saripolos, *La démocratie et l'élection proportionnelle*, tome second, pp. 296-313.

年4月の選挙についても、サリポロスは、単記式と「少数派の代表」の利点が十分に発揮されたとして、その結果を好意的に紹介している³⁷。

以上の議論は、彼の『民主政と比例選挙制度』において、一般論としても具体的な事例についても、尊重されるべき「少数派」が民族や宗派に基づく集団として提示されることがほとんどなかったことに鑑みれば、サリポロスの法思想とその展開を考える上で、極めて重要となる。というのも、民族的一体性が前提とされがちなフランスやギリシアと異なり、正教徒とムスリムの共存するクレタの独自性を、その憲法体制に関する議論にどう取り込むかは、民主政をめぐるサリポロスの議論の一つの試金石となる筈だからである。だがこの点には後に、宗教との関わりで改めて戻ってくることにして、まずは違憲審査についての彼の議論に移りたい。

4. 違憲審査

立法行政両権が事実上「公」の手中に握られているのに対し、クレタ憲法は司法の独立を定めている。第89条によれば、裁判長や検事らより成る司法評議会が設置され、裁判官の異動は同評議会への通知なく、罷免は同評議会の決定なく、行なうことはできないとされている³⁸。

だがその上で、サリポロスが多くの紙幅を費やしているのは、司法による違憲審査制度である。ギリシアやアメリカ合衆国では、司法は「憲法の番人」として、違憲の法律の施行を差し止める権能を持つ³⁹。これに対し、興味深いことにサリポロスは、クレタ憲法には明文でそれを認める条文は存在しないが、逆にそれを明文で禁ずる条文もないため、クレタ憲法は司法による違憲審査を認めているのだと主張する。確かに彼は一方では、憲法第96条が、「住民が法律 νόμος や正当に下された公の命令 ἡγεμονικὸν διάταγμα や規則 κανονισμός の執行に抵抗した際」を戒厳の発令要件の一つとしていることを取り上げて、ここか

らは、「公」の不当な命令への抵抗は認められるが、違憲の法律への抵抗は認められていないのだと見做すことができると指摘してはいる。ただし他方で彼は、オーストリア1867年憲法やプロイセン1850年憲法のように、司法による違憲審査を明文で禁ずる条文がクレタ憲法には存在しない以上、その解決は、「学問や判例に τῆ ἐπιστήμῃ καὶ τῆ νομολογίᾳ」委ねられていると見ることができると論ずる。そしてサリポロスによれば、このような解釈は、十六人委員会の議事からも裏書きされる。確かに、一委員が「法の有権解釈は立法権に属する」という提案を行ない、それがそのまま第59条として憲法に組み込まれてはいる。しかしこれは、同委員会でのヴェニゼロス委員の発言に従うサリポロスによれば、あくまで命令を通じた「公」による有権解釈や司法による抽象的な違憲審査を否定したのみであって、個別具体的な法律をめぐる司法による付随的な違憲審査を禁ずるものではない。故に、違憲の法律の施行の是非という問題の解決は、「学問の灯に啓蒙された司法権に常に委ねられなければならない⁴⁰」。

実際、サリポロスによれば、彼の議論は、「国内外の著述家の多く」が、明文による禁止がない限り付随的な違憲審査を司法は行なえるし行なわなければならないと主張しているという、「学問的」な立場に裏付けられてもいた。「司法の公法的領域への進出は、イェリネクの言に従えば、19世紀の最重要の進歩の一つである」と指摘される所以である⁴¹。というのも、司法による違憲審査は、「憲法の保障する個人の権利の現実的な保障や実施に関わる」重要な制度だからである。そのような制度的な保障を欠く憲法は、そこにどれほど個人の自由の保障を定める文言があろうとも、結局是一片の紙切れに過ぎない。実際、クレタでは、憲法第7条から第27条までの規定によって個人の自由は保障されており、それを侵害することはできないという点で立法権には制約が課せられている。だからこそ、それが実効的であるためにも、クレタの司法は、立法権即ち「公」及び議会

³⁵ 藤波『オスマン帝国と立憲政』41-53頁。

³⁶ Σαρίπολος, *Τὸ Κρητικὸν Συνταγματικὸν Δίκαιον*, p. 32.

³⁷ *Ibid.*, pp. 36-7.

³⁸ *Ibid.*, pp. 38-9.

³⁹ *Ibid.*, pp. 39-40.

⁴⁰ *Ibid.*, pp. 40-3.

⁴¹ *Ibid.*, pp. 43-5.

の行為が合憲か否かを審査し、違憲の法律の施行を差し止める権利のみならず、義務を有していると考えらるべきである。そして、違憲審査をめぐる以上の議論は、少数派の権利擁護とも密接に関わる。例えば、「あらゆる宗教のクレタ人は法の前に平等であり、平等な権利を享受する」と定める憲法第7条に反する法律が制定された場合には、司法はその施行を差し止めなければならない。こうした「憲法の番人」としての司法による違憲審査が存在しなければ、クレタにおいて、全能の立法権の違憲の行為を防ぐ手立てはなく、個人の自由も憲法も、立法権による自儘な侵害なり改正なりの対象となって、結局は死文と化す。これは即ち少数派に対する多数派の専制に他ならない。サリポロスはここで更に、立法権即ち「公」及び議会は法の有権解釈の権限を有するにせよ、憲法制定権力を持つ訳ではなく、それは「国民議會 Ἐθνοσυνέλευσις」のみが有することを付け加えている⁴²。

5. クレタからギリシアへ

以上に明らかな通り、主権、権力分立、選挙、違憲審査の全ての項目において、サリポロスの関心は、「多数派の専制」に抗する「少数派の代表」を如何に実現するかという点に置かれていた。これは彼に一貫する問題関心である。その第一作、『民主政と比例選挙制度』の通奏低音は正にこの問題だったし、続く第二作、『人民主権の思想』もまた、ルソー＝ジャコバン的な「多数派の専制」を如何に克服するかという関心に貫かれている。その意味で本書『クレタ憲法』は、この問題関心を初めて個別具体的な憲法に即して展開したという点で、彼の経歴の中でも特に着目すべき著作となる。だが本書の意義はそれには留まらない。即ち、ここまでの検討からも明らかなように、本書は、ギリシア憲法についての専論を著す前のサリポロスが、いわばクレタ憲法を媒介としてギリシアの1864年憲法を語る論考でもあった。彼が後

により本格的に展開するギリシア憲法論の中核的な部分は⁴³、既に本書『クレタ憲法』に出揃っている。従って、「ギリシア憲法史」上にサリポロスが残した足跡を考える時、本書には相応の注意が払われて然るべきであろう。そして、だからこそまた、サリポロスによるクレタ憲法やギリシア憲法の解釈が、どのような政治的環境において、どのような思想的背景に基づいて行なわれたのかも、留意されなければならない点となる。以下、『クレタ憲法』刊行時点のギリシア及びクレタの政情を一瞥し、サリポロスの議論は政治的にどのような含意を有していたかを検討したい。

そもそも1864年憲法の解釈は、それ自体が、当時のギリシア政治を左右する要因の一つであった。ギリシアは「王のいる共和国」だとする際にサリポロスが根拠とする憲法第21条は、実際は、あらゆる権力は「民族に ἐκ τοῦ Ἔθνους」発すると定めているのであり、「人民に」ではない。だが、彼は前著『人民主権の思想』でも、「人民主権の思想は正当であり、我が国の憲法が定める通り、これが単に『あらゆる権力は民族に発する』（第21条）、即ち人民に発するというを意味し、また、あらゆる政府は人民の意志に基づき、その権力を人民の友愛から引き出さなければならないということの意味する限り、これは保持されなければならない」というのも、如何なる絶対君主も、法的には格別、現実には人民の意志に依拠しているからであると述べて、同様の読み替えを行っていた⁴⁴。こうした「民族」ないし「国民」と「人民」との同一視によってギリシアの憲法体制を民主主義的に解釈するという立場は、以後の彼に一貫する⁴⁵。勿論、専制に傾斜したオトン王を放逐した後制定された1864年憲法が民主主義的な志向を有していたことは確かだし、第21, 44, 107条や、直接普通秘密の選挙を定めた第66条を根拠に、同憲法は「人民主権」に基づく「王のいる共和国」を築いたとするのは、現代でも見られる解釈ではある⁴⁶。だがそれは必ずしも、同時代の憲法学者全般や、まして「保守派」なり

⁴² Ibid., pp. 45–8.

⁴³ 彼のギリシア1864年憲法論は、Nikolaus N. Saripolos, *Das Staatsrecht des Königreichs Griechenland*, Tübingen: J. C. B. Mohr, 1909を参照。彼の主張、特に王と大臣及び議会との関係をめぐる議論は、Nικόλαος Τσίρος, *Κράτος, εξουσία, κοινοβουλευτικό σύστημα σε κρίση κατά την περίοδο 1914–1920: Ο Ελευθερίος Βενιζέλος και η λειτουργία του πολιτεύματος*, Αθήνα: Παπαζήση, 2013, pp. 96–107でも紹介されている。

⁴⁴ Σαρίπολος, *Ἡ ἰδέα τῆς κυριαρχίας τοῦ λαοῦ*, p. 17.

⁴⁵ 例えば、Saripolos, *Das Staatsrecht*, §2を参照。

「王党派」なりに等しく共有されていた訳ではない⁴⁷。更に言えば、サリポロスの第21条解釈の背景として、そもそも彼が「人民主権」と「国民主権」の区別を認めていないことが挙げられるが⁴⁸、一般論としても特殊ギリシア的な議論としても、それが果たしてどれほど正当かは、別個に考察されるべき点であろう。実際、ギリシア国籍を持たない「未解放」の在外ギリシア人への投票権付与を視野に入れていたことが、1864年憲法があくまで「民族」の語を選択した背景に存在していた⁴⁹。だからこそ、έθνος, λαός, γένοςなど、人間集団とその範囲や内実に関わる諸概念は、誰が誰を代表するのかという国内政治の文脈でも⁵⁰、ギリシア国家と「未解放」の在外ギリシア人や正教会との関係をめぐる文脈でも、個々の論者が描く政治社会の理想像を大きく左右した⁵¹。特に「民族」ないし「国民」と「人民」との相違は、社会主義思想が浸透した戦間期以降、大きな争点となる⁵²。従って、1864年憲法は「人民主権」に基づくというサリポロスの議論もまた、あくまで一つの解釈の結果と見做されなければならない。

そして現実にも、ギリシア1864年憲法の運用や解釈は、必ずしもサリポロスの想定する通りに行なわれていた訳ではない。確かに、1875年以降、だがとりわけトリクピスとディリヤニスの二大政党制が成立した1882年以降、議会多数党が政権を担うという、日本の「憲政常道」のギリシ

ア版とも言うべき「[信任]表明の原則 η άρχή τής δεδηλωμένης」に基づく憲法の運用が一旦は確立する。だが、これはあくまで慣行に過ぎず、憲法の文言が変わった訳ではない。まして反議会主義の思想が高まった世紀転換期、既成政党の腐敗と無能は、議会制そのものへの疑念を呼び起こしてすらいた。故に、サリポロスの『クレタ憲法』刊行の頃には、トリクピス死後、二大政党制が動揺し、クレタ問題とその善後処置をめぐってギリシア政界が混乱する中、ゲオルギオス王が、少なからぬ反発を招きはしながらも、「表明の原則」に必ずしも従うことなく、改めて大きな政治的影響力を行行使うようになっていた。1864年憲法は、必ずしも予定調和的な形で、民主主義の発展の道筋を辿っていた訳ではない⁵³。

他方、クレタ憲法の運用もまた、必ずしもサリポロスの想定した通りには行なわれていなかった。在地に必ずしも強固な権力基盤を持たないゲオルギオスは、「公」としての権限の行使に積極的であり、些か拙速にギリシアとの合併を実現しようとする。しかしそのような彼の「専制的」な態度は、それを抑制しようとする法務顧問ヴェニゼロスとの対立を招き、その結果、早くも1901年4月初めには後者が解任されるに至る。だが1905年3月にヴェニゼロスが「公」に反旗を翻したテリソ蜂起を経て逆に、クレタ人のみならず列強四か国の支持も失ったゲオルギオスは、1906年9月に辞任を余儀なくされる⁵⁴。後知恵として

⁴⁶ Σβάλλος, *Τα Ελληνικά συντάγματα*, p. 82; Αλιβιζάτος, *Το σύνταγμα και οι εχθροί του*, pp. 117–20; Γιώργος Κόκκινος, «Τα ελληνικά συντάγματα και η ιδιότητα του πολίτη (1844–1927). Απόπειρα ιστορικής επισκοπήσης», *Μνήμων*, 19, 1997, p. 90; Ioannis A. Tassopoulos, “Constitutionalism and the Ideological Conversion to National Unity under the Greek Constitution of 1864,” in Anna Frangoudaki and Caglar Keyder (eds.), *Ways to Modernity in Greece and Turkey: Encounters with Europe, 1850–1950*, New York: I.B. Tauris, 2007, p. 15.

⁴⁷ Κόκκινος, «Τα ελληνικά συντάγματα», pp. 95–6; Τσίρος, *Κράτος, εξουσία, κοινοβουλευτικό σύστημα*, pp. 91–6.

⁴⁸ 高橋和之『現代憲法理論の源流』有斐閣、1986年、382頁。

⁴⁹ Ivi Mavromoustakou, “Peuple et nation en 1864: corrélations et inadéquations,” in Gilles Grivaud and Socrate Petmezas (eds.), *Byzantina et Moderna: Mélanges en l’honneur d’Hélène Antoniadis-Bibicou*, Αθήνα: Αλεξάνδρεια, 2007, pp. 149–57.

⁵⁰ Mark Mazower, “The Messiah and the Bourgeoisie: Venizelos and Politics in Greece, 1909–1922,” *Historical Journal*, 35(4), 1992, pp. 885–905.

⁵¹ Sia Anagnostopoulou, *The Passage from the Ottoman Empire to the Nation-States: a Long and Difficult Process, the Greek Case*, İstanbul: Isis, 2004.

⁵² Ν. Αλιβιζάτος, «“Έθνος” κατά “λαός” μετά τὸ 1940: Ἰδεολογική φόρτιση καὶ νομική λειτουργία τῆς διάκρισης τῶν δύο ὄρων στὴ μεταπολεμικὴ περίοδο», in Δ.Γ. Τσαούση (ed.), *Ἰδρυσιμὸς–Ἑλληνικότητα: Ἰδεολογικοὶ καὶ βιοματικοὶ ἄξονες τῆς νεοελληνικῆς κοινωνίας*, Αθήνα: Εστία, 2001, pp. 81–90.

⁵³ Νίκη Μαρωνίτη, *Πολιτικὴ ἐξουσία καὶ «Ἐθνικὸ ζήτημα» στὴν Ελλάδα, 1880–1910*, Αθήνα: Αλεξάνδρεια, 2009.

⁵⁴ Κωνσταντῖνος Δ. Σβολόπουλος, *Ὁ Ἐλευθερίος Βενιζέλος καὶ ἡ πολιτικὴ κρίσις εἰς τὴν ἀυτόνομον Κρήτην 1901–1906*, Αθήνα: Ἰκαρος, 2005 [1974].

見れば、1899年憲法における「公」への権力集中は「申し開きのできない重大な誤り」だったとされ、当のヴェニゼロスが、「保守的」な憲法を起草して「公」の専制をもたらした自分の責任は大きいと吐露するほどだった⁵⁵。だからこそ、ゲオルギオスの後任となった元ギリシア首相ザイミスの下で、1907年にはクレタの新憲法が制定されている⁵⁶。

このような政治的環境に鑑みれば、サリポロスの議論が政治的に無色透明だったとは言い難い。ギリシアでは王により「表明の原則」に反する組閣が命ぜられ、クレタでは「公」の「専制」によりヴェニゼロスが解任された直後という時点で、明文上は「公」に権限が集中したクレタ憲法について、その制定過程でのヴェニゼロスの発言を立法者意志として重視する「学問的」解釈を通じて、これはギリシアと同様に「人民主権」に基づく「王のいる共和国」だと結論付けるサリポロスの議論は、一定の政治的な意味を持たざるを得ない。実際、「公」が現行憲法を「専制的」に運用したからこそ、クレタではヴェニゼロスが蜂起し、他方でギリシアでは、「寡頭制」、即ち議会を牛耳る既成政党や王室の在り方への不満が蓄積していたからこそ、1909年8月に「軍人連盟」によるクーデタ、グディ事変が生じたのだった。そして、事態收拾のため「軍人連盟」がアテネに招聘したヴェニゼロスは、1864年憲法の改正を政治日程に乗せる。1910年9月招集の憲法改正議会に選出された彼がやはり「表明の原則」に反する形で首相に任命され、その提案に基づいてゲオルギオス王が同議会を解散すると、一連の手続きは違憲だとする既成政党の旧政治家たちは、再度の選挙への参加を拒絶した。だがこれは旧勢力の決定的な退潮をもたらし、ヴェニゼロス派の改革政治の時代の幕開けをもたらす。

他方でヴェニゼロスは、第107条の定める改憲手続きに必ずしも則らないまま、しかし、「王のいない共和国」の樹立や新憲法制定を求める声には反対し、これは「制憲」議会ではなく、あくまで「根本的でない」条文についての「改正」議会であるという建前を貫く。その結果、ヴェニゼロス派

が圧倒的多数を占めた第二次憲法改正議会で、1911年改正憲法が制定された。この間、かつて父がその制定に尽力した1864年憲法の改正草案作成に当たったのがサリポロスである⁵⁷。そして1913年のゲオルギオス王暗殺に伴い、彼の長男コンスタンディノスが即位すると、以後、独立以来の「旧領土」の王党派とバルカン戦争時にオスマン帝国から奪取した「新領土」に拠るヴェニゼロス派との間で、国土国民が引き裂かれた「国民分裂」が生じる。これは政治的には第一次世界大戦への対応如何、具体的には参戦の是非をめぐる問題だったが、法的には、王と首相及び議会多数党との関係如何をめぐる憲法問題として争点化した。以上の経緯において、サリポロスの憲法論は、政治家に対しても憲法学者に対しても、少なからぬ影響を及ぼすことになる⁵⁸。その意味で、ギリシア憲法における王とクレタ憲法における「公」の位置付けは、政治家ヴェニゼロスにとっても憲法学者サリポロスにとっても、「ギリシア憲法史」上に強い結び付きを持って連続する一連の事象であった。しかしサリポロスの議論の政治性は、こうした対内的な局面にのみ限られる訳ではない。寧ろそれは、そもそもクレタは「主権」を持つ「国家」か否かという根本的な問題をめぐる対外的な局面において、一層顕著に表れた。

例えば、十六人委員会が起草した憲法草案は、「公」が欠けた場合には顧問が「人民」の名においてその職務を代行する一方、二か月以内に「国民議会」を招集して、「公」の選出や憲法の改正に関して必要な決定を行なう旨の条文を含んでいた。だがこれは、ゲオルギオスは列強四か国の任命にかかる高等弁務官に過ぎず、そもそもクレタに「公」は存在しないという理由で、列強により削除が命ぜられた。これは、オスマン側の一無名氏によれば、クレタは今なお「オスマン帝国の主権 *hakk-ı hakimiyet-i Osmaniye*」の下にあることの証に他ならなかった。更にこの人物によれば、「クレタ島はその周辺島嶼と共に、列強四か国の定めた条件に基づき、完全な自治を有する政府である *muhtariyet-i tammeyi haiz bir hükümettir*」と定める憲法第1条は、草案にはあった「陛下の

⁵⁵ Macrakis, "Venizelos' Early Life," pp. 68–70.

⁵⁶ *Σύνταγμα της Κρητικής Πολιτείας 1907*, Έν Χανίοις: Έκ του Τυπογραφείου της Κυβερνήσεως, 1907.

⁵⁷ Αλβιζάτος, *Το σύνταγμα και οι εχθροί του*, pp. 156–63.

⁵⁸ Τσίρος, *Κράτος, εξουσία, κοινοβουλευτικό σύστημα*, p. 116.

主権の下に *zat-ı hazret-i padişahi'nin hakk-ı tabiyeti altında* という語句を含んでいないが、これは決して「陛下の主権 *zat-ı hazret-i padişahi'nin hakk-ı hakimiyeti*」を否定する趣旨ではなく、「単なる敬意と礼儀の証」に過ぎない。というのも、彼によればそれは、「憲法制定過程では、公式に承認された出来事について議論が生じ決定がなされたというように見せないため」の措置であることが、十六人委員会の議事に記されているからである⁵⁹。だがサリポロスの解釈はこれとは異なる。彼は、草案には存在した「スルタン陛下の宗主権の下に *‘υπό τὴν ἐπικυριαρχίαν τῆς Α.Μ. Σουλτάνου*」とか「宗主国政府 *Ἡ ἐπικυρίαρχος Κυβέρνησις* はクレタ国家の内政に干渉する権利を持たない」とかいう文言が削除された結果、「クレタ島はその周辺島嶼と共に、列強四か国の定めた条件に基づき、完全な自治的政体を成す *ἀποτελεῖ ἐντελῶς Αὐτόνομον Πολιτεία*」と定める第1条を始めとして、「憲法にはスルタンの宗主権について何の言及もない」ことを重視する⁶⁰。同様に彼が特記するのは、十六人委員会の一委員が、「クレタのキリスト教徒の人民」は、「自治的な人民として、自らの最高の長を選出する権利を疑いもなく有する」が、「政治的な理由に基づき」、今回は列強の指名する人物を「公」に戴いたのだと述べたことだった⁶¹。

このように、いわばクレタ人ないし「クレタのキリスト教徒」の「自決」を一つの根拠にクレタは「国家」だと主張するのは、この問題を国際法学の立場から検討した彼の同僚、ストレイトと同様だった。大宰相府も列強諸国も、クレタへの「自治」付与がオスマン帝国の「領土保全」を損なわないことを、少なくとも公式には前提としていたからこそ、ストレイトには、クレタはオスマン

「宗主権」下の「半主権国家」であると結論付けて、オスマン帝国の「主権」を否定する必要があった⁶²。ところが、「国家」内部の憲法の「法的」解釈に専念するサリポロスの議論は、クレタが「主権」を持つ「国家」であることを前提としており、この点でストレイトより先に進んでいる。サリポロスが「半主権」概念を用いるのは、先述の通り、ギリシア1864年憲法第107条に寄せて、憲法改正に限界を設けるのは、次世代の主権を奪って「半主権」の国家たらしめる無意味な行為だと主張する際の一度のみだった。

従って、法実証主義の徒として、「我々はクレタの政治的な状態や国際的な地位を論ずるのではなく、法的にその憲法の文言を解釈するのみである⁶³」と述べ、「この小論は純粹に憲法学の研究であり、政治学のそれではない。我々は現存する憲法を解釈することに努めたのであって、その文言を批判したり称賛したりしたのではない⁶⁴」と論ずる彼の主観にも拘らず、サリポロスのクレタ憲法論は、対内的にのみならず、対外的にもまた、一定の政治的な含意を持たざるを得ない。即ち、ギリシア1864年憲法の分析に際しては、ギリシアの国家財政は列強六か国の管理下にあることが指摘され⁶⁵、地方行政や宗務行政における「トルコ支配」、即ち独立戦争以前のオスマン法制の遺産にも触れられるのに対し⁶⁶、クレタ1899年憲法の分析に際しては、列強や大宰相府の意向は「政治的な状態」や「国際的な地位」や「政治学」の領域に押し込められ、従ってクレタをめぐる「憲法学」の営みからは締め出される。故に、従前のオスマン治下のクレタ法制はほぼ無視され、そこからの連続不連続の問題は全く論点とはならないのに対し、十六人委員会の内輪の発言は立法者意志として重視され、「クレタ人はギリシア憲法

⁵⁹ *Girit Meselesi Nasıl Hal Edilmeli?*, Dersaadet: Tanin Matbaası, 1326, pp. 23–6. なおこの人物は、文言上、ギリシア語やフランス語における「宗主権」の語に対応する筈の *hakk-ı tabiyet* の語を、トルコ語で「主権」を表す際に一般に用いられる *hakk-ı hakimiyet* の語と互換的に用いることで、クレタに対するオスマン帝国の「主権」の存続を主張するという戦略を採用している。こうした用語法の意味については、藤波「主権と宗主権のあいだ」84頁を参照。また、このような文脈での「国家 *devlet*」と「政府 *hükümet*」の使い分けの含意については、藤波伸嘉「ハサン・フェフミ・バシャとオスマン国際法学の形成」『東洋史研究』第74巻第1号、2015年、25–8頁も参照のこと。

⁶⁰ Σαρίπολος, *Τὸ Κρητικὸν Συνταγματικὸν Δίκαιον*, p. 8.

⁶¹ *Ibid.*, pp. 4–5.

⁶² Fujinami, “Georgios Streit,” esp. pp. 325–6, 329–30.

⁶³ Σαρίπολος, *Τὸ Κρητικὸν Συνταγματικὸν Δίκαιον*, p. 11.

⁶⁴ *Ibid.*, p. 52.

⁶⁵ Saripolos, *Das Staatsrecht*, §23.

⁶⁶ *Ibid.*, pp. 4, 143, 150, 164–6.

に想を得て、そこから多くの規定を採用した⁶⁷」ことを根拠に、ギリシア憲法からの類推はサリポロスのクレタ憲法論の一つの軸となる。法学者としてのサリポロスの主観的誠実さを疑う必要はないにせよ、彼の法実証主義に基づく分析が成り立つためには、憲法制定やその前段階における列強やオスマン帝国の存在を「政治」の領域に追いやって、それにまつわる一連の事象を無視することが必要だった。サリポロスのクレタ憲法論の特徴はここに存する。

実際、『クレタ憲法』の末尾で一度だけ、サリポロスはそれまでの行論では表に示なかった本心を吐露している。即ち、「この小論が、短期の内に、ギリシア公法の歴史に属するようにならんことを⁶⁸」と。これは即ち、クレタのギリシア合併を求めるという立場の表明に他ならない。そしてこれは、「国際法学」の議論をしている筈のストレイトが、クレタのギリシア合併以外にクレタ問題の「最終的解決」はあり得ないと述べてしまうことも相似形を成す。実際、1897年戦争に至るクレタ問題は、少なからぬギリシアの学者が、メガリ・イデア実現のための政治的活動を行なう契機となった⁶⁹。クレタ憲法の解釈をめぐるサリポロスの「法的」な議論も、ギリシア人の民族的理念、即ちメガリ・イデアという「政治的」な目標と分かち難く結び付いていた。以上の意味で、単にクレター島の歴史に局限されることなく、世紀転換期のギリシアの政治や法や思想の動向を反映し、また、以後のその動向を左右したという点において、1899年のクレタ憲法は、そしてサリポロスによるその解釈は、「ギリシア憲法史」上に重要な位置を占めていると言えるだろう。

6. 宗教

以上、サリポロスのクレタ憲法論を検討した。

だが、彼の議論は必ずしもクレタの憲法体制の全てを説き尽くすものではない。重大な欠落として、宗教を挙げることができる。彼の『クレタ憲法』を通じて、宗教について立ち入った議論はない。十六人委員会に属したムスリムが、「我々はゲオルギオス王子殿下に対して保障を求めるつもりはない。クレタの全ムスリムが殿下の人身に完全にして絶対的な信頼を有している」と述べた（明らかに政治的な）言を特記していること⁷⁰、選挙における「少数派の代表」をめぐるムスリムに言及していることを除けば、後は、憲法第7, 8, 10, 11条に寄せて、信教の自由や宗教の別を問わない法の前の平等などの原則を一般論的に紹介する程度である⁷¹。

だが実は宗教、具体的には正教とイスラームの位置付けは、クレタの憲法体制全般にとって、極めて重要な問題であった。そしてそれは、クレタ「国家」とその外部との関係如何に直結する。例えばサリポロスは、顧問の副署なく「公」が決定できる案件として憲法第29条が定める項目の内、「府主教及び主教の任命」を格別の説明もなく挙げているが⁷²、実は第112条が、「世界総主教座と合意して、第31条に定める府主教及び主教の任命の権利の行使方法を定める権利も、公に与えられる」と定める通り、これは、イスタンブールの世界総主教座の叙任権とクレタ「国家」の「主権」との間で、少なからぬ反響を呼ぶ問題だった⁷³。その背景には、かつてオスマンの傘の下で管轄を拡大した世界総主教座は、今や帝国の実効支配領域が縮減する中、そして近代法に基づく主権国家の分立が進む中、領土的境界と宗務行政制度という両面で、国家と教会の関係を如何に定めていくのかという大きな問題が横たわっていた⁷⁴。

元来、クレタ人もそれに服した1876年のオスマン帝国憲法は、第3, 4条でオスマン皇帝は即ちムスリムのカリフであると宣言しつつ、第11条

⁶⁷ Σαρίπολος, *Τὸ Κρητικὸν Συνταγματικὸν Δίκαιον*, p. 5.

⁶⁸ *Ibid.*, p. 52.

⁶⁹ Γιάννης Ν. Γιαννούπουλος, “*Ἡ εὐγενής μας τύφλωσις...*” *Ἐξωτερικὴ πολιτικὴ καὶ ἔθνικὰ θέματα* ἀπὸ τὴν ἡττα τοῦ 1897 ἕως τὴν Μικρασιατικὴ Καταστροφή, Αθήνα: Βιβλιόγραμμα, 2003.

⁷⁰ Σαρίπολος, *Τὸ Κρητικὸν Συνταγματικὸν Δίκαιον*, p. 4.

⁷¹ *Ibid.*, p. 48.

⁷² *Ibid.*, pp. 18–19.

⁷³ Ανδρέας Νανάκης, *Τὸ μητροπολιτικὸ ζήτημα καὶ ἡ ἐκκλησιαστικὴ οργάνωση τῆς Κρήτης (1897–1900)*, Αθήνα: Επέκταση, 1995.

⁷⁴ 藤波伸嘉「宗主権と正教会—世界総主教座の近代とオスマン・ギリシア人の歴史叙述」岡本編『宗主権の世界史』322–55頁。

で、「オスマン帝国の国教はイスラーム教である。この原則を遵守し、かつ人民halkの安全又は公序良俗を侵さない限り、オスマン帝国領において認められているあらゆる宗教行為の自由、及び諸々の宗派共同体に与えられてきた宗教的特権の従来通りの行使 memalik-i Osmaniye'de maruf olan bilcümle edyanın serbesti-i icrası ve cemaat-i muhtelifeye verilmiş olan imtiyazat-ı mezhebiyenin kemakan cereyanı は、国家の保障の下にある」と定めていた⁷⁵。そして、この憲法典に先立つ憲法的文書である1856年の改革勅令を踏まえ、「宗教的特権」に基づく正教徒共同体の運営方法を定めたのが、1862年の総主教座法だった⁷⁶。世界総主教を「民族の長 εθνάρχη/ milletbaşı」として戴き、その下に府主教12名より成るシノド並びに俗人評議員8名及びシノド評議員たる府主教4名から成る混合評議会という統治機構を擁した正教徒共同体は以後、一種の擬似立憲政体を構成する⁷⁷。ムスリムの立場からすれば、憲法第11条の定める「宗教的特権」は信教の自由のオスマンの表現形態たる宗務行政制度であり、その細目を定めるのが総主教座法だということになる⁷⁸。しかし、「宗教的特権」の体制は同時代からいわゆる「ミット制」神話を生み出し⁷⁹、非ムスリム、特に正教徒の間に、自分たちの「古来」の「特権」は、一片の憲法典によって左右されるものではないという理解をもたらした⁸⁰。

だが、大宰相府の実効支配から離れると共に「宗教的特権」の体制からも離れた後、正教会は、如何なる国の如何なる制度の下に置かれるべきな

のかという問題が浮上する。ギリシアの場合、その独立は「宗教的特権」の体制の確立以前に遡るし、そもそも独立戦争の結果として、世俗的にのみならず、宗教的にも、オスマン帝国との紐帯は断ち切られていた。世界総主教座からすれば、ギリシア独立戦争への参加者は、民族主義という誤った思想に基づき、現世における正統な君主、即ちオスマン皇帝に抗する叛徒に他ならない。故に彼らは破門された。他方で1833年には、政治的にオスマン帝国から独立したギリシアは、宗教的にも世界総主教座から独立していなければならないとして、ギリシア正教会の創設が一方向的に宣言された。両者の関係が正常化するのには1850年のことである⁸¹。ところが、1844年憲法も1864年憲法も、まず第1条で「ギリシアにおける支配的な宗教 Ἡ ἐπικρατοῦσα θρησκεία はキリスト教会の東方正教である。他のあらゆる公認の宗教 πᾶσα δὲ ἄλλη γνωστὴ θρησκεία は容認される」が、「支配的な宗教に対する改宗や他のあらゆる干渉は禁じられる」と定めた後、第2条で更に、独立教会たるギリシア正教会の世界総主教座との「教義上 δογματικῶς」の一致を示している。一宗教の「教義」にまで踏み込むこの条文を始めとして、憲法体制における正教の特別性を明示するこれらの規定は、国家と正教会、国民と正教徒の緊密な結び付きを、法的にも裏書きした⁸²。こうした正教の特別性は、「ギリシア王位の全ての継承者はキリスト教会の東方正教を信仰していなければならない」と定める1864年憲法第47条や、出版の自由を保障しつつ、刊行物の没収が認められ

⁷⁵ オスマン帝国憲法については、大河原知樹・秋葉淳・藤波伸嘉（訳）「〔全訳〕オスマン帝国憲法」粕谷元編『トルコにおける議会制の展開—オスマン帝国からトルコ共和国へ』東洋文庫、2007年、1–19頁を参照。なお、1909年の憲法改正以降、イスラームの憲法体制上の位置付けは強化される。これについては、藤波伸嘉「オスマン帝国憲法修正条文—翻訳と解説」『国際関係学研究』第41号、2015年、13–26頁も参照。

⁷⁶ 近代オスマン帝国における正教徒共同体に関わる一連の法令については、Χαράλαμπος Κ. Παπαστάθης, *Οἱ κανονισμοὶ τῶν ὀρθοδόξων ἐλληνικῶν κοινοτήτων τοῦ Ὀθωμανικοῦ κράτους καὶ τῆς διασποράς*, Τόμος πρῶτος: νομοθετικὲς πηγές—κανονισμοὶ Μακεδονίας, Θεσσαλονίκη: Αφών Κυριακίδη, 1984を参照。

⁷⁷ Δημήτριος Σταματόπουλος, « Η Εκκλησία ως πολιτεία: αναπαραστάσεις του Ορθόδοξου μιλλέτ και το μοντέλο της συνταγματικής μοναρχίας (δεύτερο μισό 19ου αι.) », *Μνήμων*, 23, 2001, pp. 183–220.

⁷⁸ この点については、İbrahim Hakki, *Hukuk-ı Idare, cild-i evvel, ikinci tab*, İstanbul: Karabet Matbaası, 1312r [1897], pp. 296–313を参照。

⁷⁹ これについては、上野雅由樹「ミット制研究とオスマン帝国下の非ムスリム共同体」『史学雑誌』第119編第11号、2010年、64–81頁を参照。

⁸⁰ 藤波『オスマン帝国と立憲政』、特に第三章。

⁸¹ Charles A. Frazee, *The Orthodox Church and Independent Greece, 1821–1852*, Cambridge: Cambridge University Press, 1969.

⁸² Κόκκινος, « Τα ελληνικά συντάγματα », pp. 84–5.

る場合として、「キリスト教や王の人身に対する侵害」を挙げる第 14 条にも明らかだった。サリポロスも認める通り、正教会は、「特権的な地位 *eine privilegierte Stellung*」を享受する、事実上の国教であった⁸³。

これに対しクレタの場合、ギリシアやオスマン帝国とは異なり、「国教」や「支配的な宗教」が定められてはいない。しかしその一方で、サリポロスは沈黙している点だが、クレタ 1899 年憲法第 11 条は、「あらゆる公認の宗教の外面的な礼拝行為 Ἡ ἐξωτερικὴ λατρεία πάντων τῶν ἀνεγνωρισμένων θρησκευμάτων/resmen tanınmış edyanın icra-yı ayin ve merasimi」の自由を保障するものであり、必ずしも宗教一般の信仰の自由を保障するものではない。出版に関する第 23 条が、「公の人身が侵害された場合」と並んで刊行物の没収が認められる場合として挙げるのも、「島で信仰されている公認の宗教が侵害された場合」だった⁸⁴。ただ、ここにいわゆる「公認の宗教」が具体的に何を指すのかは、ギリシア憲法やオスマン憲法の場合と同様、憲法自体には言及はない。とはいえ、少なくともギリシア憲法との比較で言えば、正教に必ずしも明文で特別性が付与されていないことは、クレタの憲法体制を考える上で鍵となる筈である。しかも、この第 11 条は、列強四か国の代表の指示を受けて修正された条文だった。列強の指摘を踏まえた修正という点では、「公」の権限を列挙する第 31 条も同様である⁸⁵。そして、これまたサリポロスは触れない条文だが、実はこの第 31 条は、「世界総主教の選出にかかるクレタ府主教及びクレタの主教会議によって任命される主教の承認ないし不承認」の権限と並んで、「ムフティーやシャリーア法廷での権限行使についてシェイヒュルイスラームからの委任状を得たカーディーも含む συμπεριλαμβανομένων τῶν Μουφτιδῶν καὶ Καδὴδῶν, λαμβάνων τοὺς τελευταίους τούτους

ἐκ τῶν ἐχόντων ἄδειαν τοῦ Σείχουλιολάμη πρὸς ἄσκησιν τοῦ ἱεροδικαστικοῦ ἐπαγγέλματος/müftüler ile makam-ı Meşihattan müraseleyi haiz kadılar dahil olduğu halde、あらゆる公務員について、法の定める形での任免や異動を行なう」権限を挙げてもいた。なお、経過規定に関する憲法第十章の内、第 107 条はワクフ財の処遇を、第 108 条は、「本憲法公布後の最初の八年間、公は、学問的教育を受けておらずギリシア語を解さなくとも、法的に必要な資質や能力を備えていれば、ムスリムのクレタ人を例外的に公職に任命することができる」旨を定めている。オスマン治下の従前のクレタ法制がギリシア語と並んでトルコ語も公用語とし、ワクフ制度を内包していたことに鑑みれば、当然の措置ではあろう⁸⁶。実際、1899 年憲法体制下のクレタでは、一定数のムスリムが公職に就いていた⁸⁷。

大宰相府の実効支配から離れた後、オスマン帝国の宗務行政制度を如何に引き継ぐのか（あるいは引き継がないのか）という問題は、正教と同様、当然にイスラームにも関わる。これは即ち、全ムスリムのカリフを名乗るオスマン皇帝が、他の主権国家の支配下に置かれたムスリムとの間で、近代法の文脈で如何なる関係を結ぶのかという問題である。同時期に、オスマン帝国の「主権」は保持されたままハプスブルクの占領下に置かれたボスニア＝ヘルツェゴヴィナでも、イスラームをめぐる宗務行政制度の如何は争点化した⁸⁸。同じ問題をクレタ「国家」の文脈で定めるのが上記の条文だった。独立戦争の過程で在地のムスリムのほとんどを虐殺ないし追放したギリシアの場合、この問題は当面は前景化しなかった。だからこそ、「支配的な宗教以外の他の教会の法的地位」について、ギリシア憲法にはほとんど何らの規定も存在しない⁸⁹。だが新たに憲法を制定したクレタの場合、ムスリムの地位やイスラームをめぐる宗

⁸³ Saripolos, *Das Staatsrecht*, § 26.

⁸⁴ Σαρίπολος, *Τὸ Κρητικὸν Συνταγματικὸν Δίκαιον*, pp. 49–50.

⁸⁵ Georges Streit, « La question crétoise au point de vue du droit international », *Revue générale de droit international public*, 10, 1903, pp. 396–7.

⁸⁶ クレタ憲法制定までのオスマン治下のクレタ法制については、Ayşe Nükhet Adıyeye, *Osmanlı İmparatorluğu ve Girit Bunalımı (1896–1908)*, Ankara: Türk Tarih Kurumu, 2000, I. Bölüm を参照。

⁸⁷ Νίκος Ανδριότις, « Χριστιανοί και μουσουλμάνοι στην Κρήτη, 1821–1924. Ένας αιώνας συνεχούς αναμέτρησης εντός και εκτός του πεδίου της μάχης », *Μνήμων*, 26, 2004, pp. 77–8.

⁸⁸ 米岡大輔「ハプスブルク帝国下ボスニアにおけるイスラーム統治とその反応—レイス・ウル・ウレマー職をめぐる」『史林』第 94 卷第 2 号、2011 年、89–107 頁。

⁸⁹ Saripolos, *Das Staatsrecht*, p. 164.

務行政制度は、正教の位置付けと並んで、当然に憲法体制の重要な問題として浮上する。実際、上記の規定に加えて更に、憲法第92条は、「シャリーア法廷 *ἑεροδικεῖα/mehakim-i şeriye*」の管轄を定めているが、これは、オスマン帝国治下で非ムスリム共同体の裁判権と国家のそれとの境界画定が問題となった「特権問題⁹⁰」の、いわば攻守所を変える形での再演に他ならない。

そして宗教は、1907年のクレタ新憲法において、最も大きな変化を蒙った領域の一つでもあった。1907年憲法第2条は、ギリシア1864年憲法第1条の文言をそのまま借用して、「クレタにおける支配的な宗教はキリスト教会の東方正教である」と定める。その上で更に、ギリシア憲法第43, 49, 64条に倣い、第46条は（後述の通り、「公」ならぬ）高等弁務官に対し、第58条は議員に対し、「同質不可分の至聖三者の名において宣誓する」ことを要求する。つまり高等弁務官が正教徒であることは当然の前提である。とはいえ、それは必ずしも、イスラームへの配慮が消滅したことを意味する訳ではない。第3条は、1899年憲法第11条と同様に、「あらゆる公認の宗教の外面的な礼拝行為」の自由を保障する。出版の自由の例外を定める第18条は、ギリシア憲法のそのように正教を特別扱いとはせず、従前の内容を保持しているし、第58条も、やはりギリシア憲法第64条と同様に、「他宗教の議員 *ἀλλόθρησκοι βουλευταί*」については、「彼ら自身の宗教の形式によって」宣誓することを認めている。

他方、選挙に関しては、かつてサリボロスが称賛していた単記式も「少数派の代表」も、1907年憲法からは削除された。そして第108条は、「議員選挙において、イラクリオン、レティムノ、ハニアのムスリムは、独自の選挙人団 *ιδιαιτέροι ἐκλογικοί σύλλογοι* を構成する」とし、法の前の平等を定める第22条は、「公職はあらゆるクレタ人に宗教の別なく開かれ、共存する二要素の人口に応じて按分される *διανέμονται δὲ ἀνάλογως τοῦ πληθυσμοῦ τῶν δύο συνοίκων στοιχείων*」と定め

ている。これは例えば、同時期に革命と憲法改正を経験したオスマン帝国において、非ムスリムの側からはしばしば宗派ないし民族別の割当制選挙の要求がなされながらも、ムスリム側は、地方における宗派別の公職の按分や政党間協定に基づく事実上の議席配分は容認しても、「国民主権」の顕現や行使に関わる国政上の制度に関わる限り、民族や宗教に基づく差異を認めようとしなかったこととは対照的である⁹¹。

以上の規定に明らかのように、1907年憲法下のクレタは、少なくとも宗教に関する限り、1899年憲法下のクレタと同じではない。ヴェニゼロスはそれに反対だったとされるが⁹²、正教の特殊性が明文で定められた上で、他の「公認の宗教」、具体的にはイスラームについては、別枠での規定が置かれている。そして、立法行政両権に直截に関わる上記の規定以外にも、経過規定ならぬ特別規定に関わる1907年憲法第十一章は、第104条でシェイヒュルイスラームの委任状を得たカーディーヤムフティーの任免を、第105条でシャリーア法廷の管轄を、第106条で「ムスリム長老会 *αἰμουσουλμανικαὶ δημογεροντίαι*」の構成を、第107条でワクフ財の処遇を、それぞれ1899年憲法より遥かに詳細に定めている。これらは、クレタ「国家」の成立以降、多くのムスリムがオスマン「本土」に移住し、島に残ったムスリムも、その多くが正教徒による迫害を避けて上記の三都市に流入したこと、この過程で土地制度にも混乱が生じたことを反映している⁹³。その意味でこれらの条文は、正教徒の優越性が確立したクレタ「国家」にあって、ムスリムは別枠に括り出されるべき存在であることを可視化する機能を持っていたと言える。実際、公職に就いていたムスリムも、この間に順次解任されている⁹⁴。

以上を要するに、宗教の位置付けは、クレタの憲法体制の在り方を決定付ける重要な問題領域を形成する。クレタ「国家」の宗務行政制度は、オスマン帝国臣民たるシェイヒュルイスラームや世界総主教との関係を無視して考えることはできな

⁹⁰ Χάρης Εξερχζόγλου, «Το “προνομιακό” ζήτημα», *Τα Ιστορικά*, 16, 1992, pp. 65–84.

⁹¹ 藤波伸嘉「ババンザーデ・イスマイル・ハックのオスマン国制論—主権、国法学、カリフ制」『史学雑誌』第124編第8号、2015年、1–38頁。

⁹² Αλιβιζάτος, *Το σύνταγμα και οι εχθροί του*, pp. 165–6; Ανδριώτης, «Χριστιανοί και μουσουλμάνοι», p. 77.

⁹³ Ανδριώτης, «Χριστιανοί και μουσουλμάνοι», pp. 86–93; Manos Perakis, “Muslim Exodus and Land Redistribution in Autonomous Crete (1898–1913),” *Mediterranean Historical Review*, 26(2), 2011, pp. 135–50.

⁹⁴ Ανδριώτης, «Χριστιανοί και μουσουλμάνοι», p. 81.

いし、ワクフに関わる法制度は、当然にオスマン治下の従前のクレタ法制からの連続不連続の問題を視野に入れて考察する必要がある。これらは1907年憲法で詳細な規定がなされたが、1899年の時点でも既に憲法体制に内在していた制度である。ところが興味深いことにサリポロス、ギリシア憲法の分析に際しては、第2条における「独立教会」の規定に即してギリシア正教会と世界総主教座の関係を詳細に論じているにも拘らず⁹⁵、クレタ憲法の分析に際しては、こうした問題領域をほぼ完全に無視している。しかも、「多数派の専制」に対する制度的な保障は彼の一大関心事だった筈であるにも拘らず、主権や選挙や司法をめぐる精緻な議論とは異なり、サリポロス、宗教をめぐる「少数派の代表」についてほとんど論ずることがない。確かに彼は、「公認の宗教」の「容認 'ανεκτη/Duldung」を定めるギリシア憲法第1条は、実際はあらゆる信教の「自由 Freiheit」を保障しているのだと断言する⁹⁶。だがその一方で、正教会の「特権的な地位」を自明視する彼の関心は、同僚ストレイトの著作を典拠に、保護国フランスとの関係でギリシアの憲法体制に埋め込まれたカトリックの「特権 *privilèges*」の国法上の意義を、できる限り低く見積もろうとするところにあった⁹⁷。このようなサリポロスの態度は、オスマン帝国の正教徒にとって、宗派別割当制選挙や「宗教的特権」が、「国教」を奉ずる多数派たるムスリムの「専制」に対する制度的な保障として位置付けられていたことと好対照を成す⁹⁸。

このようなサリポロスの態度の背景に、宗務行政制度を含むクレタの憲法体制全体を考察しようとするれば、関連条文の制定過程における列強や大宰相府の意向を無視することができなくなり、従ってクレタ「国家」の内部で完結すべき彼の「法的」な議論が崩壊しかねないという事情が存在していたと考えることは、決して的外れではないだろう。宗教の等閑視は、サリポロスのクレタ憲法論が成り立つための必須の条件であった。とはいえ、1907年憲法によって導入された、宗教に基づく選挙人団の分割は、正に「主権」とその行使の在り方の根幹に関わるものであり、故に、クレタ

「国家」の性格を大きく変えるものだった。そして、「国家」の性格とその変化という点では、何よりも1907年憲法において、「国家」の「最高の長」はもはや「公」ではなく、列強四か国の任命にかかる高等弁務官であることが指摘されなければならないだろう（第36条）。勿論、1899年憲法第113条が、「本憲法によって公に付与された権限は、現クレタ高等弁務官である、ギリシアのゲオルギオス王子殿下が行使する」と定めていた通り、かつてのゲオルギオス「公」もまた高等弁務官ではあった。だが彼の辞任後、第二代高等弁務官に任命されたザイミスは、クレタの憲法上も、もはや「公」ではない。更に興味深いことに、1907年憲法第84条は、顧問の訴追は、それに関する法律が公布されるまで、「大臣の責任に関するギリシアの1876年法律第516号」に準拠して行なうことを、第112条は「ギリシアで現職の裁判官であるギリシア市民」がクレタの裁判官になれることを、第114条は、この種の人々の報酬は高等弁務官の命令により与えられることを定めている。その権威がクレタの「人民」に発しないことは明らかな列強四か国の高等弁務官が「最高の長」とされ、ギリシアという外国の法律が通用し、外国の市民が公職に就く政体において、「主権」の所在は一層曖昧であろう。そのような政体はそもそも「国家」であるか否かも疑わしいが、そのような疑念は、サリポロスのクレタ憲法論を根底から覆しかねないものである。

以上に鑑みれば、「人民主権」の原理にせよ「少数派の代表」の保障にせよ、1899年憲法にサリポロスが見出した制度は、1907年憲法の下ではほとんど消え去っていると言える。ただし、「法の有権解釈は立法権に属する」という1899年憲法第59条の文言が第30条にそのまま残される一方で、第96条は、「裁判所は違憲の法律の施行を差し止めなければならない」と定めており、1907年憲法には、司法による違憲審査の「義務」が明文で盛り込まれた。これほど直截な規定は、当時のヨーロッパ諸国でも類例を見ないとされる。そしてこれは、後のギリシア1927年憲法第5条註釈の範型となる⁹⁹。この点に関しては、サリポロス

⁹⁵ Saripolos, *Das Staatsrecht*, pp. 157–9.

⁹⁶ *Ibid.*, pp. 162–4.

⁹⁷ *Ibid.*, §28.

⁹⁸ 藤波『オスマン帝国と立憲政』、特に第二、三、五章。

には先見の明があったと言えるだろうか¹⁰⁰。

しかし、この1907年憲法もまた短命に終わる。1908年7月にオスマン帝国で青年トルコ革命が生じると、クレタの正教徒は同年10月にギリシア合併を一方的に宣言する。これ以降、クレタは自国の「主権」下にあると主張し続けるオスマン帝国とギリシアとの間で、クレタ問題が再燃する。対外的顧慮からクレタの併合を承認しないギリシア政府の態度を一因に「軍人連盟」によるクーデタが生じると、一連の政変の結果、前述の通り、クレタ人、従ってオスマン側の認識では「オスマン国民」の一員に他ならないヴェニゼロスがギリシア首相に就任する。この事実はオスマン・ギリシア両国の対立を一層激化させる。クレタ問題が「最終的解決」を迎えるのは、1912年のバルカン戦争を経て、1913年5月のロンドン条約で、オスマン帝国がクレタの割譲を正式に認めるに至った際だった。これによって、二つのクレタ憲法は、遂に「ギリシア公法の歴史」に属することになる。

おわりに

バルカン戦争後、オスマン帝国からギリシアに割譲されたのはクレタのみではない。オスマン帝国領マケドニアもまた、この際にギリシアに併合された地域であった。そしてこの「新領土」に所在する教区の管轄問題は、世界総主教座とギリシア正教会、オスマン帝国及びトルコ共和国とギリシア国家の狭間で争点化する。故に、旧憲法の第1, 2条を統合して正教の特別性を定めるギリシア1927年憲法第1条の註釈には、「新領土」とクレタは同条文の例外となる旨が記されている¹⁰¹。バルカン戦争以来の難題が一応の解決を見たのは

1928年であり、結局、「新領土」の教区は、ギリシア領に所在し、ギリシア正教会により運営されながら、世界総主教座の管轄に属し続けることが定められた。そして、これらの教区の処遇も含め、正教会をめぐる制度的保障は、教会内部の権力闘争とも相俟って、戦間期ギリシアの憲法体制の在り方を図る試金石となる¹⁰²。

バルカン戦争の結果、ギリシアの憲法体制との関わりが改めて問題となったのは、他の「公認の宗教」の場合も同様である。1913年11月にオスマン帝国とギリシア王国の間で締結されたアテネ条約は、第11, 12条や附属の第三議定書によって、ムスリムの「外面的な礼拝行為」の自由を保障したのみならず、ムフティーの任免、ワクフ財の処遇、「ムスリム共同体の自治や位階制組織」に関し、クレタ1907年憲法を引き継ぐ形で、詳細な規定を盛り込んでいる¹⁰³。だが、この体制もやはり長続きはしなかった。1923年、トルコ・ギリシア両国の間で定められた住民交換により、クレタ島内の「ムスリム共同体」も最終的に消滅する¹⁰⁴。同様の事態はマケドニアでも生じた。旧オスマン臣民たるムスリムは1923年の住民交換によって姿を消し、かつてマケドニアの中心都市、サロニカの人口の半分近くを占めたユダヤ人の存在は、1943年のナチスによる「最終的解決」によって消滅する¹⁰⁵。とはいえ、少なくともバルカン戦争から1922年の小アジア「破局」に至るまで、非正教徒の処遇がギリシアの憲法体制における重要な問題を構成したことは事実である。だからこそ、従前のオスマン法制、特に宗務行政制度や土地制度に関する知識は、「国民分裂」前後のギリシアで少なからぬ意味を持ち続けた¹⁰⁶。従って、いわばその前段階として、二つのクレタ憲法における宗教の位置付けは、「ギリシア憲法史」

⁹⁹ Αλιβιζάτος, *Το σύνταγμα και οι εχθροί του*, p. 140.

¹⁰⁰ これについては、Saripolos, *Das Staatsrecht*, §13 も参照。

¹⁰¹ Μαλαματιής Βαλάκου-Θεοδωρούδη, *Πολιτικές και συνταγματικές πτυχές του καθεστώτος νέων χωρών*, Αθήνα: Επέκταση, 2003.

¹⁰² Anastassios Anastassiadis, "Sisyphian Task or Procrustean Bed? Matching State and Church Borders and Promised Lands in Greece," in P. Nikiforos Diamandouros, Thalia Dragonas and Çağlar Keyder (eds.), *Spatial Conceptions of the Nation: Modernizing Geographies in Greece and Turkey*, London: I.B. Tauris, 2010, pp. 65–91; Θεοδόσης Αθ. Τσιρώνης, *Εκκλησία πολιτευομένη. Ο πολιτικός λόγος και ρόλος της Εκκλησίας της Ελλάδος (1913–1941)*, Θεσσαλονίκη: Επικεντρο, 2010.

¹⁰³ *Düstur, tertib-i sani*, cilt 7, Dersaadet: Matbaa-i Amire, 1336, pp. 45–61.

¹⁰⁴ ギリシア合併後のクレタのムスリム共同体については、Melike Kara, *Girit Kandiye'de Müslüman Cemaati 1913–1923*, İstanbul: Kitap Yayinevi, 2008 を参照。

¹⁰⁵ 村田奈々子「国民国家とマイノリティー戦間期サロニカのユダヤ人」柴宜弘・木村真・奥彩子編『東欧地域研究の現在』山川出版社、2012年、102–19頁。

上の一大問題たることを失わない。

今や「ギリシア憲法史」に求められるのは、単なる個別具体的な憲法典の変遷ではなく、それらに内在した制度 *θεσμός/institution* とその変遷の歴史的な検討であるという指摘がなされて久しい¹⁰⁷。そうであるならば、クレタにせよマケドニアにせよ、憲法体制に内在する諸制度が、オスマンからギリシアへの移行過程でどのような変容を蒙ったのか（あるいは蒙らなかったのか）という点は、「オスマン憲法史」や「ギリシア憲法史」といった主権国家の領域ごとに分断された形ではなく、それらを横断する形で考察されるべき問題となる。だがその本格的な実践は、なお今後に残された課題である。本稿は、一人の傑出したギリシア人憲法学者の議論を手掛かりに、この問題に接近しようとした試みであった。

【付記】

本稿は、JSPS 科研費 JP25870154 の助成による研究成果の一部である。

¹⁰⁶ Γιάννης Γκλαβίνας, « Η πολιτική της Ελληνικής διοίκησης απέναντι στη μουσουλμανική γαιοκτησία των Νέων Χωρών την περίοδο 1912–1922 », in *Ελληνική Ιστορική Εταιρεία, Πρακτικά ΚΖ' Πανελληνίου Ιστορικού Συνεδρίου 26–28 Μαΐου 2006*, Θεσσαλονίκη, 2007, pp. 461–77.

¹⁰⁷ Νίκος Κ. Αλιβιζάτος, « Από την ιστορία των Συνταγμάτων στην ιστορία των θεσμών », in *Διεθνούς Συνεδρίου Ιστορίας: Ιστοριογραφία της νεότερης και σύγχρονης Ελλάδας 1833–2002. Πρακτικά*, τόμος Β', Αθήνα: Κέντρο Νεοελληνικών Ερευνών/Εθνικό Ίδρυμα Ερευνών, 2004, pp. 681–8.